

非常発電機用ディーゼル機関の安全及び警報装置に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編

改正事項

非常発電機用ディーゼル機関の安全及び警報装置に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 M63 においては、自動又は遠隔制御される非常発電機用ディーゼル機関に対し、機関の異常による損傷を防ぐべく安全及び警報装置の設置が要求されている。一方、IACS 統一解釈 SC152 においては、停泊中に非常発電機を主電源として使用する場合にのみ、安全及び警報装置の設置が要求されている。本会規則においては、非常発電機用ディーゼル機関の用途を考慮して、非常時にのみ使用される場合には、自動又は遠隔制御の有無にかかわらず、当該安全及び警報装置の設置は任意としている。

しかしながら、非常時の運転において非常発電機用ディーゼル機関に異常が生じた場合、当該安全及び警報装置を設置することで、より電力の供給が確実になるものと考えられる。また、近年、自動又は遠隔制御される非常発電機用ディーゼル機関にあつては、その用途によらず安全及び警報装置を備えることが一般的となっていることから、安全及び警報装置の適用対象を見直すともに、併せて警報の発令場所についても整合を図るべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 自動又は遠隔制御により運転される非常発電機用ディーゼル機関については、非常用の用途のみで使用する場合であっても、安全及び警報装置の要件を適用する旨規定した。
- (2) 前(1)で要求される警報の発令場所のうち、制御場所を船橋に改めた。

改正条項

鋼船規則 D 編 2.1.1, 18.5.2, 18.6.9